

●香川県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年4月1日	介護老人保健施設ひうち荘 観音寺市大野原町内野々 394番地1	社会福祉法人 大野原福祉会 観音寺市大野原町内野々 394番地1	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護
平成20年5月26日	特定非営利活動法人ラーフ 居宅訪問介護部 観音寺市観音寺町甲3407番地	特定非営利活動法人ラーフ 観音寺市観音寺町甲3407番地	訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年6月1日	四国医療サービス株式会社 福祉事業部 丸亀営業所 丸亀市田村町470番地1	四国医療サービス株式会社 高知市南竹島町35番地	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
平成20年6月16日	スマレケアセンター 坂出市元町1丁目5番27号	株式会社 スミレタクシー 坂出市元町1丁目5番27号	訪問介護 介護予防訪問介護